

概算見積書(料金参考書) 邑楽町中央公民館

この書類は概算見積額を算出するものです。当日の付属設備や施設の利用状況により実際の利用料が変動する場合があります。詳細は中央公民館へお問い合わせください。

(単位:円/税込み)

2018.06_v01

施設 使用 料	区分		単位	使用料	
	ホール 入場料を徴収しない場合	舞台のみを使用する場合	平日	1時間につき	¥1,000
土日祝			1時間につき	¥1,200	
観覧席のみを使用する場合		平日	1時間につき	¥2,000	
		土日祝	1時間につき	¥2,400	
舞台および観覧席を使用する場合		平日	1時間につき	¥2,500	
		土日祝	1時間につき	¥3,000	
ホール 入場料を徴収する場合	1人当たり500円以下の入場料を徴収	平日	1時間につき	¥3,750	
		土日祝	1時間につき	¥4,500	
	1人当たり500円を超え1,000円以下の入場料を徴収	平日	1時間につき	¥5,000	
		土日祝	1時間につき	¥6,000	
	1人当たり1,000円を超え3,000円以下の入場料を徴収	平日	1時間につき	¥6,250	
		土日祝	1時間につき	¥7,500	
	1人当たり3,000円を超える入場料を徴収	平日	1時間につき	¥7,500	
		土日祝	1時間につき	¥9,000	
	楽屋 ※1,2			1時間につき	¥100
	年間登録団体(教育委員会規定に定める団体をいう。)が使用する場合		ホール及びスタジオを除く各室	1年度につき	¥2,000
上記以外の場合	公民館 講堂	小会議室 ※1,2,3	1時間につき	¥100	
		中会議室 ※1,2,3	1時間につき	¥200	
		和室	1時間につき	¥100	
		調理実習室	1時間につき	¥200	
		多目的室	1時間につき	¥200	
		音楽室	1人で使用する場合 上記以外の場合	1時間につき	¥300 ¥500
		スタジオ 1人で使用する場合	1時間につき	¥300	
		スタジオ 上記以外の場合	1時間につき	¥500	

この表において祝日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を用いる。

使用時間には、準備及び片付けの時間を含むものとする。

使用時間が1時間未満である場合又は使用時間が1時間未満の端数がある場合は、1時間として計算するものとする。

この表の「ホール及びスタジオを除く各室」の1年度当たりの使用料を納入した年間登録団体は、当該納入に係る年度中この表の区分の欄に掲げるホール及びスタジオ以外の施設を教育委員会の定めるところにより使用することができる。

使用者(年間登録団体を除く。)が施設(ホールを除く。)の使用に当たり来場者から入場料又はこれに類するもの(以下「入場料等」という。)を徴収する場合は当該施設の使用料の額は、この表に掲げる使用料の額の2倍に相当する額とする。

年間登録団体がその登録に係る施設の使用に当たり来場者から入場料等を徴収するときは、この表に掲げる1年度当たりの使用料の納入にかかわらず、当該施設の1時間当たりの使用料の額の2倍に相当する額を使用する時間に応じて別途徴収するものとする。

[A] 施設使用料	月	日	()	月	日	()	月	日	()	月	日	()
ホール												
楽屋1												
楽屋2												
小会議室1												
小会議室2												
小会議室3												
中会議室1												
中会議室2												
中会議室3												
和室												
調理実習室												
多目的室												
音楽室												
スタジオ												
[A] 計												

ホ ル 付 属 設 備	区分			使用料
	1	道具セット	小	演台、司会台、つり看板、長テーブル4台まで、椅子20脚まで及び平台(箱足、開き足等の補助道具を含む。)10台まで
2	中		演台、司会台、つり看板、長テーブル10台まで、椅子30脚まで、高座関係道具一式及び平台20台まで	1回につき ¥3,000
3	大		演台、司会台、つり看板、長テーブル一式、椅子一式、高座関係道具、金屏風、幕、大道具類及び平台一式	1回につき ¥5,000
4	リノリウム			1回につき ¥3,000
5	スクリーン			1回につき ¥2,000
6	クラシックセット	小	反射板、指揮者台、指揮者譜面台、譜面台30台まで及び演奏者用椅子30脚まで	1回につき ¥2,000
7		大	反射板、指揮者台、指揮者譜面台、譜面台一式及び演奏者用椅子一式	1回につき ¥3,000
8	ピアノ	入場料を徴収しない場合		1時間につき ¥1,000
9		来場者から1人当たり500円以下の入場料等を徴収する場合		1時間につき ¥1,500
10		来場者から1人当たり500円を超え1,000円以下の入場料等を徴収する場合		1時間につき ¥2,000
11		来場者から1人当たり1,000円を超え3,000円以下の入場料等を徴収する場合		1時間につき ¥2,500
12		来場者から1人当たり3,000円を超える入場料等を徴収する場合		1時間につき ¥3,000
13	音響セット	小	拡声装置一式、マイク4本まで及び周辺機器一式(再生機能の使用に限る。)	1回につき ¥1,000
14		中	拡声装置一式、マイク6本まで及び周辺機器一式	1回につき ¥3,000
15		大	拡声装置一式、マイク式及び周辺機器一式または拡声装置一式及び移動音響機材一式	1回につき ¥5,000
16	照明セット	小	調光システム一式、プロジェクター及び基本照明設備(小)	1回につき ¥5,000
17		中	調光システム一式、プロジェクター及び基本照明設備(中)及び移動照明機材	1回につき ¥10,000
18		大	調光システム一式、プロジェクター及び基本照明設備(大)及び移動照明機材一式及びスモークマシン	1回につき ¥20,000
19	持参した電気機器を使用する場合		当該機器ごとの消費電力1キロワットにつき	1キロワットにつき ¥100

使用時間には、準備及び後片付けの時間を含むものとする。

「1回につき」とは、同じ目における1回の使用をいい、連続する複数の日と同じ付属設備を使用する場合であっても、当該使用する日ごとにこの表の使用料を徴収するものとする。

使用者が中央公民館のホールの使用に当たり来場者から入場料又はこれに類するものを徴収する場合は当該ホールの付属設備(ピアノを除く。)の使用料の額は、この表に掲げる使用料の額の2倍に相当する額とする。

ピアノを特別に調律する場合の費用は、使用者の負担とする。

持参した電気機器を使用する場合において、当該持参した電気機器の消費電力が1キロワット未満であるとき又は消費電力に1キロワット未満の端数があるときは、1キロワットとして計算するものとする。

[B] ホール付属設備	月	日	()	月	日	()	月	日	()	月	日	()
No,												
No,												
No,												
No,												
No,												
No,												
No,												
No,												
No,												
No,												
No,												
No,												
No,												
No,												
No,												
[B] 計												

[A] + [B] 合計

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

使用料の減免 ※ただし、中央公民館ホールについては、この限りではありません。	減免率
▼町・教育委員会などが主催するとき ▼町内の保育所、幼稚園、小中学校、学童保育所などが教育または保育を目的として使用するとき ▼町内のスポーツ少年団が競技のために使用する時 ▼町が委託している団体などが教育目的などで使用する時 ▼体育協会本部、文化協会本部、公民館、婦人会本部、子育て本部など連合的・調整的団体が、その目的のために使用する時 ▼主に町内の障害者などで構成された団体が使用するとき	100%
▼各施設の登録団体や公認加盟団体などが、その目的のために使用する時	50%